

屋外広告物条例の一部改正について

都市・まちづくり課

1 概要

松本市が中核市へ移行することにより、県が処理することとされている事務を中核市となる松本市が処理することとなるため、所要の改正を行う。なお、松本市は既に独自の屋外広告物条例を制定しており、県の条例による規定の一部を適用していない。

2 中核市に移譲する事務

- (1) 屋外広告業を営もうとする者の登録
- (2) 屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告

【参考】独自条例の制定により、既に松本市に移譲されている事務

- (1) 屋外広告物の制限
 - ア 屋外広告物の表示等の禁止
 - イ 屋外広告物の表示等の制限
 - ウ 屋外広告物の表示の方法等の基準
- (2) 監督
 - ア 違反に対する措置
 - イ 除却した屋外広告物の保管、売却又は廃棄

屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録の申請)</p> <p>第20条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 県の区域（<u>長野市及び松本市</u>の区域を除く。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、申請者が第20条の3各号に該当しない者であることを誓約する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第20条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 県の区域（<u>長野市</u>の区域を除く。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、申請者が第20条の3各号に該当しない者であることを誓約する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>
<p>(廃業等の届出)</p> <p>第20条の5 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県の区域（<u>長野市及び松本市</u>の区域を除く。）内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。</p>	<p>(廃業等の届出)</p> <p>第20条の5 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県の区域（<u>長野市</u>の区域を除く。）内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。</p>
<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町が処理することとする。</p> <p>2 前項に規定する市町村の区域については、第2章及び第2章の2の規定は、適用しない。</p>	<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>松本市</u>、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町が処理することとする。</p> <p>2 前項に規定する市町村の区域については、第2章及び第2章の2の規定は、適用しない。</p>